

2006. 7. 12



大学全体の質保証について

法政大学学事顧問

清成 忠男



はじめに

学校法人活性化・再生研究会の中間報告

「大学の質保証」日独ワークショップ

大学設置者の質保証



I 学校法人活性化・再生研究会

1. 研究会の目的

(1) 学校法人経営の主要課題の検討

中長期的課題

経営革新・活性化

短期的課題

再生・破綻処理

(2) 検討対象の限定

大学・短期大学法人



2. 共通の事実認識

- (1) 大学間競争の激化
需給バランスの崩壊
競争原理の政策導入
- (2) 過剰参入
質の低下
- (3) 一部は淘汰



3. 学校法人の経営革新・活性化

- (1) 経営力の向上
絶えざる自己チェック、改善努力
- (2) 私学助成の根拠
公共性
- (3) 公共性の向上
教育・研究の成果を社会全体に及ぼす



4. 学校法人の再生

- (1) 事業の再生
教学の再構築、戦略的提携も
- (2) 財政難は結果
資金投入だけでは解決しない
- (3) 私大団体の役割
「成熟産業」→法人「過剰」
護送船団方式の限界



5. 破綻処理

- (1) 危機の認識
イエローカード、レッドカード
- (2) 経営者の交代
外部の専門人材の投入
- (3) 合併
- (4) 学生の処遇



6. 残された課題

(1) 保険

(2) 高校・幼稚園法人

(3) その他

小委員会方式で検討



Ⅱ 中間報告をふまえた「大学の質保証」

1. 新設大学の増加と質の低下

定員割れ、「全入時代」、ユニバーサル・アクセス
学生の質の低下

2. 事後チェックの限界

事前規制の重要性は残る

3. 情報公開

内部統制組織の確立



Ⅲ 日独ワークショップ(06年6月)

1. 質保証の二つの役割

教育・研究の質保証

大学の組織・構造、意志決定、

手続等のプロセスの質保証

2. 教育・研究の基盤としての法人の質保証

教学・法人の関わり方が問題

3. 最終的には、質保証は大学全体のガバナンスに依存

法人経営の重要性



む す び

私立学校法の改正も

最終責任は大学ガバナンスの法的保証が必要